

通常の学級に在籍する

児童生徒・保護者・教職員を支援する教育相談

教育相談を通して、通常の学級に在籍する児童生徒の発達過程や障害の状態等を整理し、本人・保護者・教職員に対して適切な指導及び必要な支援について一緒に考えます

※通常の学級に在籍し、通級による指導（特別支援教室）を受けている児童生徒を除く

相談内容

- 児童生徒の実態把握と相談内容の整理
- 特別支援教育に関する情報提供
- 教育的な指導・支援についての相談



来所相談

- 対象 児童生徒・保護者
- 場所 特別支援教育相談センター
(小倉南区春ヶ丘10番2号)
- 日時 月～金曜日 9:00～16:00 (祝日を除く)
- * 申込受付後、相談日時を決定します

申込期間

- 令和8年4月24日(金)～令和8年12月23日(水)

相談期間

- 令和8年4月27日(月)～令和9年2月26日(金)
- 夏季・秋季・冬季休業日、代休、学級閉鎖等の休業日は相談を実施することはできません(感染症者と濃厚接触した場合は、来所をお控えください)
- 教育相談に要した時間は「出席扱い」となります

教育相談訪問

児童生徒の学校での様子を確認する必要がある場合、保護者の同意の上、必要に応じて「教育相談訪問」を実施します。

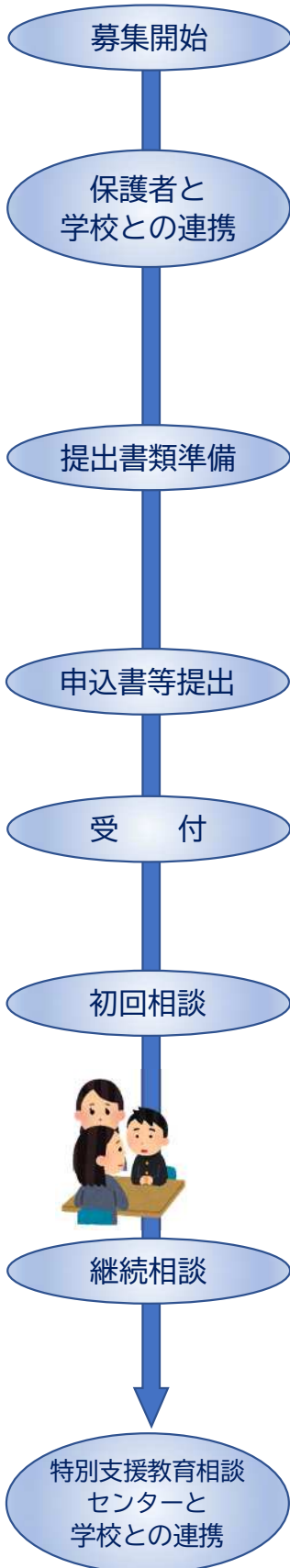
授業や行動観察を通して、学校生活や学習状況の情報収集を行い、学校と今後の方向性を確認します。確認した内容を、保護者及び児童生徒に提供します。



問い合わせ先 特別支援教育相談センター (921-2230) 教育相談担当者



教育相談の流れ



○4月の配信文書で確認

○学校での状況を共有し、教育相談の必要性や実施について確認
 ※現在、通級による指導（特別支援教室）を受けている児童生徒は申し込むことができません

<保護者>
 ①「教育相談申込書」（保護者記入欄）
 <学校>
 ②「教育相談申込書」（学校記入欄）
 ③「個別の教育支援計画」または「個別の指導計画」

保護者は①を学校に提出する
 学校は①～③をまとめて電子申請

○申込書等を確認の上で、担当者より保護者へ初回相談日を連絡

○主訴の確認
 ○学校・家庭での様子の聞き取り
 ○行動観察
 ○手立て（支援や配慮等）の提案

○必要に応じて心理発達検査など諸検査を実施
 ○具体的な手立て（支援や配慮等）について提案
 ○実態の変容の確認と手立ての評価
 ○保護者希望の場合、必要に応じて関係機関に情報提供
 ○保護者の同意の上、必要に応じて「教育相談訪問」の実施

○学校に「教育相談の記録」を送付し、相談の内容を共有

- ・学校と話し合い、教育相談の必要性について検討します。
- ・教育相談は平日に実施します。
- ・夏季・秋季・冬季休業日、代休、学級閉鎖等の休業日は相談を実施することはできません。
- ・教育相談に要する時間は「出席扱い」となります。

・「教育相談申込書」等は特別支援教育相談センターHPの教育相談事業でもダウンロードできます。



- ・原則、2月末で教育相談は終了します。次年度も教育相談を継続するには再度申込みが必要です。
- ・相談時期により、今年度の相談が1回程度しか実施できず、継続相談が必要な場合は検討してください。